

居宅介護支援(ケアマネジメント)契約書

(以下、「利用者」といいます。)と大慈園(以下、「事業者」といいます。)は事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公平中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜の提供を図ります。

第2条(契約期間)

1 この契約の有効期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。

2 契約期間の満了10日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間が満了する日まで自動更新することとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画の作成等)

事業者は次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- (1)居宅サービス計画の作成
- (2)居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (3)サービス実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (4)給付管理
- (5)介護サービス等に関する相談・説明
- (6)その他別紙に掲げる事項

第5条(居宅サービス計画の変更)

事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は、利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

第6条(要介護認定等にかかる申請の援助)

事業者は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

第7条(サービス提供の実施記録等)

1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から2年間保管します。

2 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

3 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第8条(料金)

この契約書に基づき、事業者が提供する居宅介護支援等に関する料金は別紙のとおりです。

第9条(契約の終了)

1 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する10日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。ただし、利用者は事業者に対して、この契約の解約を申し入れ、別紙に定める解約料を支払うことにより、直ちにこの契約を解約することができます。

2 利用者は、前項の規定にかかわらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、別紙に定める解約料を支払うことなく、直ちにこの契約を解約することができます。

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

4 事業者は、利用者又はその家族等が介護支援専門員等に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

5 次の各号いずれかに該当した場合には、この契約は、当該各号に掲げる場合の

区分に応じそれぞれ当該各号に定める日をもって自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所し、又は入院した場合

当該入所し、又は入院した日

(2) 利用者の要介護認定区分が自立(非該当)、要支援1・2と認定された場合

この契約の有効期間の満了日(当該自立(非該当)、要支援1・2の認定が直前の要介護認定にかかるこの契約の有効期間の満了日後に行われた場合にあっては当該自立と認定された日)

(3) 利用者が死亡し、又は身体障害者療護施設へ入所する等介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

当該資格を喪失した日

6 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の(写し)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第10条(秘密保持)

1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第12条(苦情対応)

1 事業者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。

第13条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族

から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第14条(信義誠実の原則)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

平成 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
	電話	

上記代理人(代理人を選定した場合)

住所	
氏名	印
電話	

私は、本人の契約意思を確認しました。

(立会人)	住所	
	氏名	印
	電話	

事業者	住所	神戸市西区井吹台東町1丁目1番地
	名称	社会福祉法人 大慈厚生事業会

大 慈 園

管理者	前田 政則	印
電話	078(992)3365	

(契約書別紙)

1 担当する介護支援専門員

担当

電話番号 078(992)3365

2 居宅介護支援のサービス内容について

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。
- ⑤作成した居宅サービス計画書は、利用者及びその家族に交付します。
- ⑥利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ⑦居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ⑧利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援等を行います。
- ⑨利用者が介護保険施設へ入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
- ⑩居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ⑪事業者は、利用者の要介護認定又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

- ⑫利用者は、事業者の営業時間内にその事務所にて、当該利用者に関する契約書本文第8条第1項のサービス実施記録を閲覧できます。また、利用者の実費負担において複写物の交付を受けることができます。

3 料金について

- ①当社が行う居宅介護支援に対しては、利用者の負担はございません。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はいったん1ヶ月あたりの料金（要介護1・2の場合11,295円、要介護3・4・5の場合14,666円）を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。（後日、サービス提供証明書を区役所の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。）
尚、当事業所が利用者様個々に算定する加算により、この金額は変更となります。

（解約料）

- ②契約書本文9条第1項ただし書の解約の申出により直ちに契約を終了する場合は、利用料の半額の解約料をいただきます。
また、月末から10日前に解約の予告を行い、月末時点で解約する場合については解約料は必要ありません。

（交通費）

- ③通常のサービス地域を越える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

（申請代行料）

- ④要介護認定の申請代行にかかる費用については無料とします。

4 相談、苦情窓口について

居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記の窓口までお申し出下さい。

居宅介護支援事業者 大慈園

電話番号078（992）3365

担当者 前田政則

加藤尚子 赤穂百合子

松山由香 丹後きみ

行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
○西区区役所 あんしんすこやか係	所在地 神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3 電話番号 (078) 929-0001 受付時間 9:00~17:00 月~金

居宅介護支援重要事項説明書

(厚生省令に規定する基本的事項)

1 事業の目的・運営方針

事業の目的	・良質な福祉サービスの提供
運営方針	・「和顔愛語・上敬下愛」 ・高齢者の人権尊重

2 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容	その他
管 理 者	1名		管理業務	介護支援専門員
介護支援専門員	4名		居宅介護支援業務	主任介護支援専門員 3名
認定調査員		4名	介護保険認定調査	

3 営業時間

営 業 日	営業時間
平 日 土 曜 祝 祭 日 曜	午前 9 時～午後 5 時
	休日

4 サービス提供地域

サービス提供地域
神戸市全域、その他

5 提供するサービスの内容

- ・居宅サービス計画の作成と管理
- ・申請代行業務
- ・相談援助
- ・その他

6 その他運営に関する重要事項

- ・大慈弥勒園(介護福祉施設)併設事業所につき、常時連絡体制あり。
- ・随時、サービス提供状況の把握を行い、必要に応じて変更調整を行う。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

説明者 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

上記代理人(代理人を選定した場合) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ 居宅サービス計画の内容
- ・ その他の情報

4 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年 月 日

居宅介護支援事業者

社会福祉法人 大慈厚生事業会
大 慈 園 殿

利用者	住所
	氏名 印
上記代理人（代理人を選定した場合）	住所
	氏名 印
利用者家族代表	住所
	氏名 印